平成２９年（フ）第２６１０号
神奈川県藤沢市天神町２丁目16番地の１　第５サンハイム天神101号室
債務者　伊沢志津子（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６２５号
神奈川県大和市上和田1824番地38　プラザ・ドゥ・ディーンＡ208
債務者　櫛田　沙織
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６４３号
横浜市都筑区茅ケ崎南３丁目18番７―505号
債務者　三好さおり（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２３１号
東京都多摩市落合３丁目８番地の６エントピア青葉301
債務者　松本　秀貴
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２４９号
東京都八王子市諏訪町200番地３カルムヒカリ203号
債務者　井上　良一
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４９４号
横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目213番地　サンブレス205号
債務者　串田　晴彦
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６４４号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番５―609号
債務者　長谷川深雪
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４６号
静岡市駿河区手越398番地の７
債務者　戸塚　正義
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１５号
静岡県浜松市南区芳川町638番地の２　マンションラポール　303
債務者　立石　正広
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時45分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４１６号
静岡県浜松市南区芳川町638番地の２　マンションラポール　303
債務者　立石　千里
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時45分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４７２号
静岡県磐田市福田721番地７
債務者　富山　　雅
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５２５７号
大阪府枚方市招提南町３丁目12番24―506号、前住所大阪府枚方市藤阪東町４丁目６番５―403号
債務者　金城　久信
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第１５８２号
福岡市中央区白金２丁目５番17号
破産者　ジャパンアーツ株式会社
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０９号
千葉県市川市南大野２丁目29番５号　（パルコーポ及川101号）、開始決定時の住所千葉県市川市南大野１丁目15番３号
破産者　三上　邦雄
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２６号
山形県尾花沢市大字尾花沢3026番地１
破産者　株式会社長谷川工務店
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９７号
仙台市若林区大和町４丁目17番26号
破産者　株式会社和浩
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係